エールモバイルサービス契約約款

令和８年 10 月 5 日版

第 1 章　　総則

（約款の適用）

第 1 条　株式会社ディーナビ（以下「当社」といいます。）は、このエールモバイルサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）によりエールモバイルサービス（以下「本サービス」といいます。）　を提供します。本サービスを利用するお客様（以下「契約者」といいます。）は、本サービスに係る利用契約（以下「本契約」といいます）の締結に先立ち、本約款の内容について確認の上、同意する必要があります。

（約款の変更）

第 2 条　当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、一般の利益に適合するときや、契約をした目的に反せず、かつ、合理的と認められる範囲で本約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2.　　当社は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます）第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する事項の変更を行う場合は、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

（約款の掲示）

第 3 条　当社は、本約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

（用語の定義）

第 4 条　本約款においては、以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用　　語	用 語 の 意 味
1　電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2　電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3　電気通信事業者	電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出を行った者
4　電気通信回線設	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置

備	される交換設備並びにこれらの付属設備
5　通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける 通信
6　データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
7　電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
8　データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
9　端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
10　自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
11　無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、本サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
12　無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
13　Wi-Fi 基地局設備	無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号。以下同じとします。）第 49 条の 28 に定める条件に適合する無線基地局設備
	無線設備規則第 49 条の 29 に定める条件に適合する無線基地局設備
	無線設備規則第 49 条の 6 の 3、第 49 条の 6 の 4 及び第 49 条の 6 の 5 に定める条件に適合する無線基地局設備
	無線設備規則第 49 条の 6 の 9 に定める条件に適合する無線基地局設備
	無線設備規則第 49 条の 20 に定める条件に適合する無線基地局設備
14　Wi-Fi 機器	Wi-Fi 基地局設備と通信する機能を有する無線機器
15　契約者回線	無線基地局設備と契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
16　サービス取扱所	(1)本サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
17　協定事業者	当社又は特定携帯電話事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同

	じとします。）
18　特定携帯電話事業者	楽天モバイル株式会社
19　SIM カード	契約者識別番号（契約者を識別するための数字等の組み合わせをいいます。以下同じとします。）その他の情報の小型記憶装置であって、当社が本サービスの提供にあたって契約者に貸与し、その契約者回線に接続する端末設備を特定するために使用するもの
20　eSIM カード	本サービスの提供のために契約者に貸与する契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、契約者識別番号等の情報を、当社が定める手続きにより通信を利用して登録できるもの
21　SIM カード等	SIM カード及び eSIM カード
22　相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
23　相互接続通信	契約者回線と相互接続点との間の通信
24　契約者	当社と本契約を締結している者
25　契約開始日	SIM カードを受領した日となります。
26　料金月	1 の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
27　消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（営業区域）

第 5 条　本サービスの営業区域は、当社が別途ウェブサイト等で定めるところによります。但し、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくいところでは、本サービスを利用することができない場合があります。

第 2 章　　契約

（契約の単位）

第 6 条　当社は、1 の申込みごとに 1 の契約を締結します。

（契約申込みの方法）

第 7 条　契約の申込みをするときは、当社所定の方法により申し込みを行うものとします。

（契約申込みの承諾）

第 8 条　当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。但し、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2. 当社が、契約の申込みを承諾する日は、当社所定の方法により契約の申込みを受け付けた日とします。

3. 当社は、本条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、以下の場合は、その契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)第 7 条（契約申込みの方法）に基づき申込まれた内容に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

(2)当社が提出を求める書類を提出しない等、第 7 条（契約申込みの方法）に定める方法に従わないとき。

(3)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(4)契約の申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(5)第 63 条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(6)契約の申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除又は本サービスの利用を停止された契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。

(7)契約の申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます。）、公共の福祉に反する活動を行う団体、及びその行為者であるとき、又は反社会的勢力であったと判明したとき。

(8)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、又は支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

(9) 本人確認（当社が別途定める方法により、契約者情報（法人の場合は、商号、代表者名、本店所在地、契約者の代表者その他本契約の締結の任に当たっている自然人の住所、氏名及び生年月日、並びにその他の当社が別途定める契約者を特定する情報を含みます。以下同じとします。）の確認を行うことをいいます。以下同じとします。）ができない場合。

(10)契約の申込者が日本国外に居住する場合。

(11)契約の申込者が 18 歳未満の場合

4. 契約の申込者は、当社が前項の規定に基づき申込者の契約の申込みを不承諾等した場合でも、当社の故意又は重過失による場合を除き、申込者に生じた損害について当社に請求することはできません。

（契約開始日及び契約期間）

第 9 条　本サービスの契約開始日は、本サービスの SIM カードを受領した日とします。

（契約者識別番号）

第 10 条　本サービスの契約者識別番号は、1 の契約者回線ごとに当社が定めます。なお、その契約者識別番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2.　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

3.　当社は、契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。但し、業務の遂行上やむを得ない場合はこの限りでありません。

（本サービスの利用の一時中断）

第 11 条　当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その請求のあった本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

（契約者情報の変更の届出）

第 12 条　契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に電話又は契約者専用サイトより届け出るものとします。

2　当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3　契約者は、第 1 項の届出を怠ったことにより、当社又は当社と提携する債権回収会社（別記に掲げる法人をいいます。以下同じとします。）がその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものとして扱うことに同意していただきます。

4　契約者が事実に反する届出を行ったことにより、当社又は債権回収会社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。

5　前 2 項の場合において、当社又は債権回収会社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、一切の責任を負わないものとします。

6　当社は、契約者連絡先が事実に反しているものと判断したときは、本約款の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

（契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第 13 条　契約者が本契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（契約者の地位の承継）

第 14 条　相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、その本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。

2　前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

3　当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

4　契約者は、第 1 項の届出を怠った場合は、本サービスに関する当社からの連絡について、第 12 条（契約者情報の変更の届出）第 3 項から第 6 項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

（契約者が行う契約の解除）

第 15 条　契約者は、本契約を解除しようとするときは、当社ホームページに定める手順に従い、届け出ていただきます。この場合は、毎月 25 日までに当社に契約者専用サイトより通知のあったものについては当該通知のあった月の末日に、毎月 26 日以降に当社に通知のあったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に利用契約の解除があったものとします。但し、25 日が当社の非営業日であった場合、25 日中に通知のあったものについては、当該通知のあった月の末日に本契約の解除があったものとします。

（当社が行う契約の解除）

第 16 条　当社は、第 34 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その契約を解除することがあります。

2　前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第 34 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないで直ちに本契約を解除することがあります。

3　前 2 項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその契約を解除することができます。

4　　前 3 項の規定に拘わらず、当社は、第 34 条（利用停止）に基づく利用停止処置を一度でも行ったことがある契約者については、特段の通知をすることなく本契約を解除することができるものとします。

（初期契約解除制度）

第 17 条　　契約者は、個人名義にてご契約いただいた本サービスに係る契約書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、契約者専用サイトからの申請又は書面により本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。初期契約解除の効力は、契約者専用サイトからの申請がなされたとき、又は書面が当社へ発送されたとき生じます。

2　当社が初期契約解除について不実のことを告げたことにより、契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって 8 日間を経過するまでに本契約を解除しなかった場合、改めて初期契約解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、契約者専用サイトからの申請又は書面送付により、本契約を解除することができます。

3　初期契約解除が成立した場合も、事務手数料及び契約解除までにご利用いただいたサービスの従量料金（通話料、SMS 送信料など）、代引手数料、その他お支払いに係る手数料は契約者が負担するものとし、当社は返金しないものとします。

4　本条第 2 項に定める場合を除き、初期契約解除の申請期限を過ぎた場合は、初期契約解除の対象外となります。

5　法人名義でのご契約は、初期契約解除の対象外です。

6　本サービスに係る契約書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間であっても、契約者からの申し出により、初期契約解除ではなく通常解約（料金表に定める契約解除手数料が発生します）を受け付けることは可能です。但し、一度何れかの手段によって契約解除を申し受けた場合は、解除の種別について事後的な変更はできないものとします。お手続きのお間違えにご注意ください。

第 3 章　　オプション機能

（オプション機能の申込）

第 18 条　当社は、契約者から請求があったときは、料金表又は別紙に規定するオプション機能を提供します。この場合において、契約者は、そのオプション機能を利用する 1 の契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

（本サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い）

第 19 条　当社は、契約者において本サービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

（オプション機能の取扱い）

第 20 条　契約者は、本サービスに係るオプション機能については、その利用可能期間内に限り利用することができます。

但し、本約款において特段の定めがある場合は、その定めによります。

第 4 章　　無線機器の利用

（SIM カード等）

第 21 条　契約者の契約者回線に接続する移動無線装置を特定するために当社が使用する SIM カード等は、1 の契約につき 1 つとし、移動無線装置の種類等に基づき、当社が定め、契約者に貸与するものとします。

2　当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する SIM カードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

（契約者識別番号等の登録等）

第 22 条　当社は、次の場合には、SIM カード等について契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。

(1) 契約者が契約者回線に係る所定の手続きを行った場合

(2) その他契約者から契約者識別番号の登録等を要する請求があった場合

(3) SIM カードを貸与する場合

2 当社は、前項の規定によるほか、第 10 条（契約者識別番号）第 3 項又は第 54 条（修理又は復旧）第 3 項の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録 等を行います。

3 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、SIM カード等に登録した情報を変更することがあります。

（eSIM カードの情報消去）

第 23 条　次のいずれかに該当する場合、当社は、eSIM カードに登録された情報を消去します。

(1) 本契約を解除し又は解除された場合

(2) その他 eSIM カードを利用しなくなった場合

(3) 技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合

（SIM カードの返還等）

第 24 条　当社から SIM カードの貸与を受けている契約者は、次のいずれかに該当する場合には、SIM カードを速やかに契約者の責任と費用負担をもって当社が指定するサービス取扱所に返還、又は当社の指示に従ってその SIM カードに切り込みを入れこれを破棄していただきます。

(1) 本契約を解除し又は解除された場合

(2) その他 SIM カードを利用しなくなった場合

(3) 技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合

（SIM カード等の管理責任）

第 25 条　当社から SIM カードの貸与を受けている契約者は、その SIM カードを善良な管理者の 注意をもって管理していただきます。当社の SIM カードの貸与を受けている契約者は、SIM カードについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届出ていただきます。

2　契約者は、第 1 項の規定に違反して当社が貸与している SIM カードを亡失し、毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕等に必要な費用を支払っていただ く場合があります。

3　当社は、第三者が SIM カード等を利用した場合であっても、当社から SIM カード等の 貸与を受けた契約者が利用したものとみなして取り扱います

4　当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、SIM カード等の盗難、紛失又は毀損 に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

5　契約者は、当社の承諾なく、当社が貸与する SIM カード等を第三者に貸与してはならないものとします。

（無線機器に異常がある場合等の検査）

第 26 条　当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法第 69 条第 2 項及び事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2　前項の検査を行う場合、当社の検査担当者は、契約者に対し当社所定の身分証明書を提示します。

3　契約者は、第 1 項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

第 27 条　契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、当社又は協定事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。

2　当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3　契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

（無線機器の電波法に基づく検査）

第 28 条　前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとします。

第 5 章　　通信

（通信の種類）

第 29 条　本サービスにおける電気通信には、次の種類があります。

種類	内容
一般通信	相互接続通信以外の通信

相互接続通信	相互接続点との間の通信

2　本サービスにおける電気通信には、次の区分があります。

区分	内容
通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
ショートメッセージ	制御信号を利用して、文字、数字又は記号等を伝送し、又は受ける通信

（通信の条件）

第 30 条　本サービスの契約者回線との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が第 5 条（営業区域）に規定する営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。

2　日本国内通信のサービス提供可能区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

3　技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

4　本サービスに係る通信は、当社が別に定める内容に準拠するものとします。但し、当社は伝送速度を保証するものではありません。

5　本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

6　契約者は、1 つの料金契約において、同時に 2 つ以上の移動無線装置に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。但し、本約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

7　電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、当社は、一切の責任を負わないものとします。

（通信利用の制限等）

第 31 条　当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなっ

たときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、以下の措置を執ることがあります。

（1）以下に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機関名	気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給に直接関係がある機関 水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記の基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

（特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置）

第 32 条　前条の規定による場合のほか、当社は、以下の通信利用の制限を行うことがあります。

（1）通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。

（2）契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

（3）電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社の本サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

（4）契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、本サービスを用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制限すること。

（5）事由の如何を問わず本サービスに関する協定事業者から連絡があった場合は、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること又は、その通信を切断すること。

2　当社は、前項の規定による場合のほか、当社が別に定める形式のデータについて、圧縮その他本サービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。

3　当社は、前 2 条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断して、電気通信設備に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合に、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

4　当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

5　当社及び協定事業者は、契約者が本条第 2 項又は第 3 項の禁止事項に該当する場合は、契約者に事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。

第 6 章　　利用中止及び利用停止

（利用中止）

第 33 条　当社は、以下の場合において、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社又は本サービスに関する協定事業者の電気通信設備の保守及び工事上やむを得ないとき。

(2) 第 31 条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

(3) 第 10 条（契約者識別番号）及び第 54 条（修理又は復旧）の規定により、契約者識別番号が変更される場合

2　前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月における本サービスの利用が著しく増加し、本サービスの契約者間での衡平な提供に支障が生じるおそれ、又は本サービスの料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的に本サービスの利用を中止することがあります。この場合において、本サービスの利用を中止する必要があると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

3　当社は、前 2 項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に当社所定の方法で通知します。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

（利用停止）

第 34 条　当社は、契約者が以下のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その本サービスの利用を停止することがあります。

(1) 債権回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を債権回収会社から受けたとき。

(2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）

(3) 契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実に反する記載を行ったことが判明したとき。

(4) 第 12 条（契約者情報の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実に反することが判明したとき。

(5) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の当社提供サービスに係る料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の当社提供サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(6) 契約者がその 本サービス又は当社と契約を締結している他の当社提供サービスの利用において第 63 条（契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。

(7) 発信者によらず、月間の通話時間が 120 分を超えたとき若しくは当社がそれを確認したとき。通話が楽天でんわを利用した通話の場合、この限りではありません。

2 当社は前項の規定により、本サービスの利用を停止するときは、原則としてそのことを会員に通知することはございません。

第 7 章　　料金等

（料金）

第 35 条　契約者が当社に支払う本サービスの料金は、基本利用料、通話料、SMS 送信料、パケット通信料、付加機能使用料、契約解除手数料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び手続きに関する料金等のほか、料金表に定めるところによるものとします。

（基本利用料の支払義務）

第 36 条　契約者は、契約開始日から起算して契約の解除があった月までの期間（契約開始日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日とします。）について、料金表に規定する基本利用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断及び利用の停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの基本利用料及びオプション料金（以下、総じて「利用料

金」といいます。） に係るものの支払いは、以下によります。

(1) 第 11 条（本サービスの利用の一時中断）の規定により、本サービスの利用の一時中断があったときは、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 第 34 条（利用停止）の規定により本サービスの利用停止があったときは、その期間中の利用料金の支払を要します。

(3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、以下の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の支払いを要します。

区別	契約者の責めによらない理由によりその本サービスを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みますが、当該端末に接続する複数の契約者回線のうち 1 つでも通信可能であった場合は除きます。） が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。
支払いを要しない料金	上記の事象を当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての基本利用料。

3　当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われている場合は、その料金を返還します。

4　本条の規定にかかわらず、料金表に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（基本料金の日割り）

第 37 条　当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りする場合があります。

(1)料金月の起算日以外の日に基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(2)第 36 条（基本利用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表の規定に該当するとき。

(3)第 40 条（料金の計算方法）の規定により料金月の起算日の変更があったとき。

2　前項第 1 号から第 3 号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第 36 条（基本利用料の支払義務）第 2 項第 3 号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

3　第 1 項の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

（通話料及びデータ通信料の支払義務）

第 38 条　契約者は、その契約者回線からの通話（その契約者回線に係る契約者が現に通話したか否かを問わず、契約者以外の者が行った通話を含みます。）について、当社（特定携帯電話事業者を含みます）が測定した通話時間又は送信回数と料金表の規定とに基づいて算定した料金等の支払いを要します。

2　契約者は、その契約者回線を通じたデータ通信（その契約者回線に係る契約者が現にデータ通信したか否かを問わず、契約者以外の者が行ったデータ通信を含みます。）について、当社（特定携帯電話事業者を含みます）が測定した情報量と料金表の規定とに基づいて算定した料金等の支払いを要します。

3　相互接続通信の料金の支払義務については、前 2 項の規定にかかわらず、第 46 条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定するところによります。

4　ローミングの料金の支払義務については、前 3 項の規定にかかわらず、第 47 条（ローミングの料金の取扱い）に規定するところによります。

5　契約者は、通話料又はデータ通信料について、当社の機器（協定事業者の機器を含みます。）の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別途定める方法により算定した料金額の支払いを要します。

6　契約者が、コンピュータウイルス等に感染する等して契約者の意思に反し通話、データ通信を行った場合においても、当該事象が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、現に発生した料金等の支払いを免れることはできないものとします。

（解除料金の支払義務）

第 39 条　契約期間が定められているプランをお申し込みの契約者は、契約更新期間以外の日に契約の解除があった場合は、契約解除手数料に規定する料金の支払を要します。但し、契約者の死亡による解除の場合は、死亡の事実が確認できるもの（葬儀の案内状や死亡診断書等）をご提示いただくことを条件に、契約解除手数料の支払いを要しないものとします。

（料金の計算方法）

第 40 条　料金の計算方法及び支払方法は、料金表通則に規定するものとします。

（料金等の支払い）

第 41 条　契約者の料金契約に係る料金等の支払い方法は、当社からの別途の指示がない限り、クレジットカード払い、デビットカード払い、口座振替によるものとします。

2　当社は契約者に対し、翌月の基本料金及びオプション料金、前々月の従量料金（通話

料、SMS 送信料等）を合算で請求させていただきます。クレジットカード・デビットカードでのお支払いの場合、請求のご案内は当月 1 日頃となります。口座振替でのお支払いの場合、毎月 27 日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日)が振替日となっております。

3　契約者は、契約者の利用契約に係る料金等について、当社が定める期日までに、前 2 項の規定により指定した支払方法により支払っていただきます。

4　　領収書は支払い方法によって異なります。下記領収書が正式な領収書になります。なお、当社から領収書再発行は致しかねます。

(1)クレジットカードでお支払いの場合、カード会社発行のご利用代金明細書

(2)デビットカードでお支払いの場合、カード会社発行のご利用代金明細書

(3)代金引換でお支払いの場合、配送会社からの送り状の控え

(4)口座振替の場合、引落額等が印字された通帳

5　当社口座への振込によりお支払いされた際、契約者の特定ができない場合は、契約者の特定ができた日付をご入金日とさせていただくことがあります。

6　代金引換にてお受け取りいただく際、翌月の基本料金及び事務手数料、代引手数料を合算してお支払いいただきます。クレジットカード払い、デビットカード払いの場合、初回のお支払いを弊社が確認できてから SIM カード等を発送いたします。

7　料金の支払がクレジットカードによる場合は、料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。

（料金等の請求）

第 42 条　当社及び債権回収会社は、当社又は債権回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行は行いません。

（料金の一括後払い）

第 43 条　当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 ヶ月分以上の利用料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（手続に関する料金の支払義務）

第 44 条　契約者は、本サービスに関する手続を依頼し、当社が当該手続を実施したときは、料金表に規定する手続に関する料金の支払を要します。但し、当社の当該手続の着手前に、当該依頼の撤回があったときは、この限りではありません。この場合、既に当該手続に関する料金が支払われているときは、当社は、その料金を契約者に返還します。

（督促手数料の支払義務）

第 45 条　当社又は債権回収会社から督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為をいいます。以下同じとします。）を行った場合、督促通知 1 通ごとに料金表に定める金額を請求させていただくほか、支払完了が確認されるまで本サービスの利用を停止させていただく場合がございます。

（相互接続通信の料金の取扱い）

第 46 条　契約者又は相互接続通信の利用者は、相互接続協定に基づき当社又は協定事業者の契約約款に定めるところにより、相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、相互接続協定に基づき別記 3 に定めるところによります。

3 協定事業者がその契約約款に定めるところによりその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

4 相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を当社が別に定めるところにより、当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを、本約款の規定に基づいて承認したこととなります。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への改めての個別の通知又は譲渡承認の請求は省略するものとします。

5　前項の規定により協定事業者に譲渡する債権の取扱いについては、第 50 条（延滞利息）及び料金表の規定にかかわらず、その通信に係る協定事業者の契約約款等に定めるところによります。

6 契約者は、当社が他社の相互接続通信により生じた協定事業者の債権を譲り受け、その通信に伴って行われた相互接続通信の料金等と合算して、契約者に請求することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

（ローミングの料金の取扱い）

第 47 条　契約者は、ローミング事業者が提供するローミングの利用により生じた債権を当社がそのローミング事業者から譲り受け、その債権額を本サービスの料金に合算して請求することにあらかじめ同意していただきます。ローミングの料金は、当社が別途定めるところにより算定した額とします。当社は、本項の規定により譲り受けた債権を本サービスの料金とみなして取扱います。

2　第 1 項の場合において、当社及びローミング事業者は、契約者への個別の債権譲渡通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

3　第 1 項の規定によりローミング事業者から譲り受けた債権については、第 50 条（延滞利息）及び料金表通則その他本約款の規定に準じて取り扱います。

（期限の利益喪失）

第 48 条　以下の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、契約者は、本約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

（1）契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

（2）　契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申し立てがあったとき。

（3）契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

（4）契約者の資産について法令に基づく強制執行の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

（5）契約者の所在が不明であるとき。

（6）その他契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。

2　契約者は、前項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

3　契約者は、本条第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当した場合は、当社は本約款に基づく料金その他の債務の全てについて債権回収会社を通じて請求することがあること、並びに、契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が各債権回収会社に提供することをあらかじめ同意するものとします。

（債権の譲渡）

第 49 条　契約者は、契約に基づき生じたすべての債権について、当社が債権回収会社に譲渡することをあらかじめ承諾していただきます。

2　前項の債権譲渡に関して、契約者は、あらかじめ以下の各号について同意していただきます。

(1) 契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号及び請求書の送付先並びにその他債権の請求及び回収を行うために必要な情報を当社が債権回収会社に提供すること。

(2) 債権回収会社が請求した債権について、その支払期日を経過してもなお支払いがない場合に、債権回収会社から当社へその旨の通知を受けること。

3　第 1 項の場合において、当社及び債権回収会社は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

4　当社は、前条の規定により譲渡した債権について、当社が必要と判断した場合には、

債権回収会社から債権の全部又は一部を買い戻して請求できるものとします。

5　前項の規定により債権を買い戻す場合には、当社及び債権回収会社は、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

6　第 4 項の規定により当社が債権を買い戻す場合があることについて、契約者はあらかじめ異議なく承諾するものとし、当社及び債権回収会社は、買戻しをした場合における契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。

（延滞利息）

第 50 条　契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払完了日の前日までの間の当社が定める日数について年 3%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

（料金の再請求）

第 51 条　当社は、契約者が料金その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払がない場合には、料金の再請求をするものとします。

2　前項の場合において、当社は、再請求業務を第三者に委託することがあります。その際に要した費用は契約者の負担とさせていただきます。

第 8 章　　保守

（契約者の維持責任）

第 52 条　契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準及び技術的条件（昭和 60 年郵政省令第 31 号）などに適合するよう維持していただきます。

2　前項の規定のほか、契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう維持していただきます。

3　契約者は、端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無 線装置に限ります。）を、情報セキュリティ侵害の脅威がない状態に保つことを自らの責任とします。

（契約者の切分責任）

第 53 条　契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は特定携帯電話事業者の電気通信設備を利用すること

ができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2　前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、本サービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3　当社は、前項の試験により当社又は特定携帯電話事業者が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（修理又は復旧）

第 54 条　当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。但し、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2　前項の場合において、当社は、当社の提供した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 31 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条第 1 号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの

	電力の供給に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 別表 2 の基準に該当する新聞社等の機関に提供されるもの 預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に提供されるもの （第 1 順位となるものを除きます。）
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

3　特定携帯電話事業者の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合の修理又は復旧の取り扱いについては、特定携帯電話事業者の約款に準ずるものとします。

（修理又は復旧の場合の暫定措置）

第 55 条　当社は、当社又は特定携帯電話事業者の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその契約者識別番号を変更することがあります。

第 9 章　　損害賠償

（責任の制限）

第 56 条　当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかった場合は、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みますが、当該端末に接続する複数の通信回線のうち 1 つでも通信可能であった場合は除きます。以下この条において同じとします。）　にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の料金の減額請求に応じます。但し、契約者が当該料金の減額の対象となる本サービスが復旧した時点から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、契約者はその権利を失うものとします。また、天災又は事変等その他の当社の責めによらない理由によりその本

サービスが全く利用できない状態となる場合においては、この限りではありません。

2　前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る以下の料金の合計額に限って料金の減額請求に応じます。

(1) 料金表のうち、基本利用料として規定する料金

(2) 料金表のうち、通話料及びデータ通信料として規定する料金

3　前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4　当社は、当社の故意又は重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、第 1 項から第 3 項の規定は適用しません。但し、この場合であっても、契約者に生じた間接的損害、逸失利益及び特別損害（当該損害の発生について予見可能性の有無を問わないものとします。）については、賠償しないものとします。

（免責）

第 57 条　当社は、通信設備の網羅状況等から利用地域における提供状況が通信回線それぞれ相対的に異なることを前提に、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた際に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2　当社は、本約款等の変更により自営端末設備等の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます）　を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。但し、技術基準の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている自営端末設備等の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その変更に係る自営端末設備等の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

3　当社は、契約者が本サービスを利用することにより他人との間で生じた紛争等に関して、当社の故意又は重大な過失による場合を除いて、一切責任を負わないものとします。

第 10 章　書面等の発行

（請求書の発行）

第 58 条　当社は、契約者の支払方法や支払状況によって書面により請求書を発行する場合があります。請求書は、本契約に基づき契約者が支払いを要する額を記載したものに限ります。

2　契約者は、前項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する請求書の発行に伴う督促手数料の支払いを要します。

（利用明細書の発行）

第 59 条　本サービスにおける利用料金は、契約者専用サイトより確認できます。

2 当社は、書面による利用明細書の発行は行いません。

第 11 章　　雑則

（発信者番号通知）

第 60 条　契約者回線からの通信（当社が別に定める相互接続通信を除きます。）については、その契約者識別番号をその通信の着信のあった契約者回線又は相互接続協定に基づく相互接続点へ通知します。但し、次の各号に定める通話については、この限りでありません。

(1) その発信に先立ち、184 をダイヤルして行う通話。

(2) この取扱いを拒む旨を契約者が当社に対しあらかじめ登録している契約者回線からの通話（その発信に先立ち、186 をダイヤルして行うものを除きます。）

（緊急通報に係る情報通知）

第 61 条　当社又は特定携帯電話事業者は、契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）から電気通信番号規則別表第 12 号に規定する電気通信番号を用いて行う通話（以下「緊急通報通話」といいます。）が行われる場合、その移動無線装置等の端末設備がその機能により GPS 衛星から受信した信号等の情報を取得します。

2　当社又は特定携帯電話事業者は、契約者回線からの緊急通報通話（その発信に先立ち、184 をダイヤルして行うものを除きます。）については、前条の規定によらず、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、下表に規定する相手先に通知します。但し、下表の 2 欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関又は消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

通知する情報	通知する相手先
発信を行った契約者回線に係る電話番号	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線又は相互接続協定に基づく相互接続点
その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報（その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報又は前項により当社がその契約者回線から取得した情報に基づき、当社が計算した緯度及び経度の情報をいいます。）及び	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関

その契約者回線に係る電話番号	

3 当社は、当社又は特定携帯電話事業者が契約者識別番号又は移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第 56 条（責任の制限）第 1 項の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

（承諾の限界）

第 62 条　当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその契約者に通知します。但し、本約款において特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（契約者の義務）

第 63 条　契約者は、以下のことを遵守しなければなりません。なお、別記に規定する禁止行為に抵触すると当社が判断した場合も、本項の義務違反があったものとみなします。

(1) 端末設備（移動無線装置に限ります。） 又は自営端末設備等 （移動無線装置に限ります。） を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。但し、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営端末設備等の接続若しくは保守のため必要がある場合は、この限りではありません。

(2) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為や当社の電気通信設備に著しい負荷を与える等により、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと

(4) 本サービスの一般的な利用と比較して著しく異なる利用があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じさせるおそれがある行為を行わないこと

(5)　その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介しないこと

(6)　特定の相手先への通話を大量に行わないこと

(7)　一方的な発信又は機械的な発信等により一定時間内に長時間又は多数の通信等を一定期間継続するものでないこと

(8)　音声ガイダンスへの一方的又は長時間の通信を一定期間継続しないこと

(9) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。

(10) SIM カード等に登録されている契約者識別番号その他の情報を読出し、変更し、又は消去しないこと

(11) 位置情報を取得することができる端末機器を利用者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する行為、又はそのおそれがある行為は行わないこと

(12) 契約者が本サービスを利用するために必要となる設備（端末設備）について、契約者が自己の費用と責任において維持すること

(13) 本サービスの利用に関して、契約者の責めに帰すべき事由により、他の契約者、第三者に損害を与えた場合、契約者自身の責任と費用において、解決する義務を負うこと

(14) 契約者により当社のサーバーに保存された、契約者の個人的なデータのバックアップは契約者の責任で管理すること

(15) 不特定多数人との通話を大量に行うことが想定される業務等の目的に本サービスを利用しないこと

(16) 契約者が発信すること自体により収益を得る目的で利用する行為を行わないこと（契約者自身が本約款の範囲内で通常の商用行為として行う場合を除きます）

(17) 本契約に利用する自営端末設備を別の機器と接続する等の方法により、契約者が締結している本契約数を超える数の機器で利用する行為を行わないこと

(18) 特定の期間内に複数の電話番号へ発信し、極めて短時間のみ通話する等、通常と異なる利用形態で利用する行為を行わないこと

(19) 本約款のほか、本サービスに関するその他の契約等の定めに違反し、又はそのおそれのある行為を行わないこと

(20) 前各号のほか、公序良俗に違反し、第三者の権利を侵害し、又は本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあると当社が判断する行為を行わないこと

2　当社は、本サービスに係る電気通信設備及び回線等を通過する情報の内容については管理することができません。また、当社は、上記情報についていかなる保証もしません。

3　契約者は、ネットワークを通じて取得した情報の利用について自ら責任を負うものとします。

4　契約者は、本サービスを、契約者以外の者に再販売又は提供することはできません。

5　当社は、本サービスを通じて提供した通信は、すべて当該通信回線に係る契約者が利用したものであるとみなします。

（位置情報等の匿名化利用）

第 64 条　当社は、通信の秘密に該当する位置情報（通信の場所、日時及び端末識別符号に限ります。以下この条において同じとします。）、契約者等（契約者及び利用者をいい

ます。以下この条において同じとします。）の情報（市区町村名までの住所、年齢、性別といった情報に限ります。以下この条において「契約者等情報」といいます。）について、匿名位置情報に関するウェブサイトに定める利用目的のために、その時点での技術水準では契約者等を再特定又は再識別することが極めて困難といえる程度に匿名化を行った上で利用することとし、契約者はあらかじめこれに同意することとします。

2　当社は、前項に定める位置情報及び契約者等情報について、匿名位置情報に関するウェ ブサイトに定める利用目的の範囲で、第三者に提供することがあります。

3　契約者は、匿名位置情報に関するウェブサイトに定める方法により、前 2 項に定める取扱い（以下「匿名化利用」といいます。）を停止する申出を行うことができます。

4　位置情報及び契約者等情報の匿名化の方法等、匿名化利用に係るその他の事項について は、匿名位置情報に関するウェブサイトにおいて定めます。

（契約者に係る情報の利用）

第 65 条 当社は、契約者に係る氏名、名称、生年月日、契約者識別番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等又は登録利用者の氏名若しくは生年月日等の情報を、当社及び協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社及び協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

（電気通信事業者への情報の通知）

第 66 条　契約者は、第 16 条（当社が行う契約の解除）の規定に基づき契約を解除した後、当社又は当社以外の電気通信事業者に対して、現に料金等その他の債務の支払いがない場合は、当社以外の電気通信事業者からの請求に基づき、契約者の個人情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

2　前項の規定によるほか、契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、契約者の個人情報（契約者を特定するために必要なものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(1)　第 16 条（当社が行う契約の解除）の規定により当社が契約を解除したとき（第 63 条（契約者の義務）第 1 項の規定に違反したと当社が認めた場合に限ります。）。

(2)　第 34 条 （利用停止）第 1 項の規定により本サービスの利用を停止されたとき（第 63 条（契約者の義務）第 2 項若しくは第 3 項又は第 67 条（契約者確認）の規定に違反したと当社が認めた場合に限ります。）。

3　前 2 項の規定によるほか、契約者は、携帯電話番号ポータビリティに係る当社以外の携帯電話事業者からの請求に基づき、契約者の個人情報（携帯電話番号ポータビリティに係る手続きのために必要なものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意す

るものとします。

4　前 3 項の規定によるほか、契約者は、当社が別途定める契約者回線からの通信について、その通信を受信した携帯電話事業者からの申告に基づき、当該携帯電話事業者がその契約約款に定める禁止行為に抵触するおそれがあるものと認めたときは、その申告を受けた携帯電話事業者が、他の携帯電話事業者（当社を含みます。）に当該通信を行った契約者の個人情報及び当該通信の内容を当社に通知すること又は当社が同様の通知をすることにあらかじめ同意するものとします。

5 当社は、外国の電気通信事業者等から請求があったときは、契約者（その電気通信事業者等が定める契約約款に基づき契約を締結している者（本約款に基づき契約を締結しているとみなされる者を含みます。）に限ります）の個人情報を提供することがあり、契約者はあらかじめこれに同意することとします。

6 前項によるほか、当社は、当社所定のプライバシーポリシー（https://d-navi.co.jp/policy）に定めるところにより、当社以外の電気通信事業者等に契約者の個人情報を提供する場合があります。

（契約者確認）

第 67 条　当社は、携帯電話不正利用防止法第 8 条の規定により、又は警察機関からの要請により、 契約者確認（携帯電話不正利用防止法第 9 条で定める契約者確認をいいます。以下この 条において同じとします。）の求めを受けたときは、当該契約者に対し、契約者確認を行うことがあります。

2　当社は、前項の規定により契約者確認を行うときは、その契約者回線へのショートメッ セージ通信モードによる文字メッセージの送信又は本約款の規定により当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所若しくは請求書等の送付先への郵送等により、その旨を通知します。

3　契約者は、当社の定める期日までに、当社の定める方法にしたがって契約者確認に応じていただきます。契約者確認に応じない場合、本約款第 34 条の利用停止事由となります。

（是正措置）

第 68 条　当社は、契約者が以下のいずれかに該当すると認めた場合は、契約者に対し、相当の期間を定め、当該行為の是正を求めることができるものとします。

(1)　第 63 条（契約者の義務）第 1 項各号の定めるいずれかの行為に該当するおそれのある行為。

(2)　消費者保護を目的とする法令の趣旨に照らし、消費者の誤認あるいは混同を惹起するおそれのある行為。

（不可抗力）

第 69 条　天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、会員契約の全部若しくは一部の履行の遅延又は不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2　前項の場合に、本契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

（通信の秘密の保護）

第 70 条　当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用又は保存します。

（個人情報等の取扱い）

第 71 条　本サービスの提供に当たり取得した個人情報の取り扱いに関する方針は、本約款で定めるほか、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

2　契約者の個人情報は司法機関等公的機関の要請がある場合には開示されることがあります。また、契約者の利用状況は個人の特定ができないような統計的情報として加工すること、又は契約者本人の同意を得ることを条件に、当社及び協定事業者の用に供し又は第三者に提供することがあります。

3.　契約者は、本サービスの運用のため、契約者の個人情報が当社と協定事業者との間でやりとりされることに同意するものとします。

4　契約者は本サービスの適切な運用のため、協定事業者及び運送会社等委託先会社との間で、契約者の個人情報及び ID 情報の授受を行うことを了承します。

（法令に規定する事項）

第 72 条　本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（分離条項）

第 73 条　本約款のいずれかの規定が法律に違反していると判断され、無効又は実施できないと判断された場合であっても、当該条項以外の規定は、引き続き有効に存続しかつ実施可能とします。

（合意管轄）

第 74 条　本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審

の専属的合意管轄裁判所とします。

（閲覧）

第 75 条　本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社はあらかじめ契約者のために閲覧に供します。

（準拠法）

第 76 条　本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法によるものとします。

（禁止事項）

第 77 条　会員は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為（以下「カスタマーハラスメント」といいます。）を行ってはならないものとします。

（1）当社または当社の従業員等（委託先スタッフを含みます。以下同じ。）に対する暴言、脅迫、威圧的な言動、その他侮辱する行為

（2）社会通念上相当な範囲を超える過剰または不合理な要求行為

（3）長時間の拘束、繰り返しの異議申し立て、その他当社の業務遂行を著しく妨害する行為

（4）インターネット、SNS 等への事実と異なる情報の投稿、当社または当社の従業員等の名誉・信用を毀損する行為、およびプライバシーを侵害する行為

（サービスの利用停止および契約解除）

第 78 条　当社は、会員が前条（禁止事項）の定めに違反し、カスタマーハラスメントを行ったと判断した場合、事前のお告げまたは催告を要することなく、直ちに以下の措置を講じることができるものとします。

（1）本サービスの提供拒否または利用の一時停止

（2）本サービスに係る契約の全部または一部の解除

（3）その他、当社が必要と認める法的措置

別記

別記 1

本サービスの契約者回線に接続される自営端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技

術基準及び技術的条件

区別	技術基準及び技術的条件
本サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号） データ伝送用設備端末等の接続の技術的条件

別記 2

新聞社等の基準

区分	基準
（１）新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
（２）放送事業者等	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放法（昭和 47 年法律第 114 号）第 2 条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
（３）通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（１）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

別記 3

相互接続通信の料金の取扱い等

1 相互接続通信と他社相互接続通信を合わせて定めるもの

(1) (2) 以外のもの

接続形態	料金の取扱い等
発信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線着信側の電気通信設備 ：携帯電話事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者 ：当社 料金を請求する事業者 ：当社

	料金の支払いを要する者 ：その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い ：本約款に定めるところによる
発信側の電気通信設備 ：携帯電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線	料金設定事業者 ：携帯電話事業者 料金を請求する事業者 ：携帯電話事業者 料金の支払いを要する者 ：携帯電話事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い ：その携帯電話事業者の契約約款に定めるところによる
発信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 ：固定電気通信事業者に係る電気通信設	料金設定事業者 ：当社 料金を請求する事業者 ：当社 料金の支払いを要する者 ：その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い ：本約款に定めるところによる
発信側の電気通信設備 ：固定電気通信事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線	料金設定事業者 ：当社又は固定電気通信事業者 料金を請求する事業者 ：固定電気通信事業者 料金の支払いを要する者 ：その固定電気通信事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い ：その固定電気通信事業者の契約約款に定めるところに

	よる
発信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線 着信側の電気通信設備 ：ＰＨＳ事業者に係る電気通信設備	料金設定事業者 ：当社 料金を請求する事業者 ：当社 料金の支払いを要する者 ：その通信の発信に係る契約者回線の契約者 料金に関するその他の取扱い ：本約款に定めるところによる
発信側の電気通信設備 ：ＰＨＳ事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備 ：当社の契約者回線	料金設定事業者 ：ＰＨＳ事業者 料金を請求する事業者 ：ＰＨＳ事業者 料金の支払いを要する者 ：そのＰＨＳ事業者の契約約款に規定する者 料金に関するその他の取扱い ：そのＰＨＳ事業者の契約約款に定めるところによる

(2) 本邦外との間に係る相互接続通信（当社が提供する国際電話サービスに係るものを除きます。）その通話と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者がその契約約款において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款に定めるところによります。

2 1 以外のもの

(1) (2)以外のもの

ア 相互接続通信に関する料金は、他社相互接続通信に係る料金を除き当社が定めることとします。

イ 契約者回線から行った通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します。

(2) データ通信による相互接続通信

契約者回線との間の通信に係る料金は、その契約者回線の契約者が支払いを要します

別記 4

契約者の地位の承継

相続により契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。

別記 5

インターネット接続機能等の利用における禁止行為

(1) 他人（当社を含みます。以下同様とします。）の知的財産権その他の権利を侵害する行為

(2) 他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為

(3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

(4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為

(5) わいせつ、児童ポルノ・虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為

(6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為

(7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為

(8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為

(9) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

(10) 自己の ID 情報を他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為

(11) 他人になりすまして本サービスを使用する行為（他の利用者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます。）

(12) コンピュータウィルスその他の有害なコンピュータープログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為

(13) 他人の管理する掲示板等（ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます）において、その管理者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為

(14) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為

(15) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等（嫌がらせメール）を送信する行為

(16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為

(17) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、

殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為

(18) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

(19) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為

(20) 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為

(21) その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(22) 他人の施設、設備若しくは機器に権限なくアクセスする行為

(23) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為

(24) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為

(25) その他、法令若しくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為

(26) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為

別記 6

契約者の情報発信に対する法的措置

1.　契約者は、営利目的のため、自ら又は第三者をして、アフィリエイト記事、ブログ記事、SNS、Google ビジネスプロフィール、動画、有料広告を含む Web 上で、下記の内容を含む情報発信を行わないものとします。

(1) 景品表示法その他の法令に違反する表記

(2) 当社（下記の当社グループ会社を含む。以下本条において同じ。）又は当社商品（サービスを含む。以下本条において同じ。）に関する虚偽の事実

(3) 他社又は他社商品（サービスを含む。以下本条において同じ。）に関する虚偽の事実

(4) 不当な利益を得る目的又は当社を不当に貶める目的で、事実の摘示又は意見論評により、当社又は当社商品に関する否定的な評価を行うこと

(5) 不当な利益を得る目的又は当社を不当に貶める目的で、事実の摘示又は意見論評により、他社又は他社商品に関する肯定的な評価を行うこと

(6) 不当な利益を得る目的又は当社を不当に貶める目的で、計算に用いた数値及び計算式を明示せずに、又は誤った計算により作成された料金表等により、当社又は当社商品が他社又は他社商品に比べ費用負担が大きいと示すこと

(7) 不当な利益を得る目的又は当社を不当に貶める目的で、客観的な事実と公正な基準を明示しての比較に基づかず、ランキング等において当社又は当社商品を他社又は他社商品に比べ低い順位とすること（順位が優劣等の価値判断を含まない意味である場合を含む。）

(8) 情報発信が当社によるものと誤認させる表示

(9) 当社が保有する著作権を侵害する表示

(10) その他前各号に準ずる内容

前各号は、第三者による発信や発言等の引用による場合を含むものとします。

また、前各号の一部が消費者契約法その他の法令に違反すること等により無効である場合にも、その余の部分の効力は妨げられないものとします。

【当社グループ会社一覧】

(1) 株式会社 ALL CONNECT

(2) その他グループ会社(https://all-connect.jp/group/)

2.　　前項に違反した場合、当社は契約者に対する情報発信の差止め及び損害賠償請求を行うことができるものとします。また、契約者は、当社によるサーバー会社その他サイト運営者に対する、発信された情報の削除請求に同意するものとします。本項に基づく請求は、名誉毀損その他の事由による契約者に対する法的措置の実施を妨げないものとします。

3.　　本条の規定は、契約終了後も 1 年間に限り、引き続きその効力を有するものとします。

附則

令 和 5 年 3 月 14 日 制定

■本サービスを提供する会社　：株式会社ディーナビ

■適格事業者番号：T8210001016652

■届出番号（電気通信事業者）：D-05-00542

■会員マイページ： https://user.yell-mobile.jp/mypage/dashboard

料金表

（通則）

1　当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本利用料等、データ通信料は、料金月（そのデータ通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合については、そのデータ通信を終了した日を含む料金月とします。）に従って計算します。但し、本約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

3　当社は、そのデータ通信を開始した日と終了した日とが異なる場合のそのデータ通信に関する料金については、その終了した日においてそのデータ通信を行った契約者回線が適用を受けている基本利用料の料金種別等の規定に従って計算します。但し、本約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りでありません。

4　当社は、データ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

（端数処理）

5　当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。但し、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

（受取拒否・受取放置）

6　当社は、契約者が当社のWebサイトから注文した商品に対し正当な理由なく受け取り拒否を行い、又は受取放置を行った場合は、その結果当社に生じた往復送料、事務手数料などを含む費用を請求する場合があります。

（料金等の請求）

7　本サービスに係る料金その他の債務の請求については、本約款のほか、当社が別に定めるところによります。

第1 基本利用料

1 適用

基本利用料等の適用については、第36条（基本利用料の支払義務）の規定によるほか、以下のとおりとします。

2 料金表

(1) 基本利用料

料金プラン	エールモバイルサービス利用料
契約期間	24ヶ月
月額利用料	5,350円（税抜）[税額535円・税率10%]
データ通信容量	無制限

※翌月の基本料金及びオプション料金、前々月の従量料金（通話料、SMS送信料等）を合算で請求させていただきます。

※2 5Gサービスは一部の地域でご利用いただけます。

※3 楽天モバイル回線に係るデータ通信容量については特定の容量制限を設けませんが、通信キャリアである楽天モバイル株式会社による指示ないし措置がなされた時、通信混雑時等、その他公平な電気通信サービスの提供の必要があると当社が判断した時は、速度制限を実施する場合があります。

(2) 通話料

発信料金	日本から日本の電話番号へかける	30秒につき20円（税抜）[税額2円・税率10%]
着信料金	日本で電話をうける	0円

※翌月の基本料金及びオプション料金、前々月の従量料金（通話料、SMS送信料等）を合算で請求させていただきます。

※国際通話はご利用いただけません。

※楽天でんわについて、一度の通話が120分を超えると当該通話は遮断されます。

(3) SMS

送信料金	日本から日本の電話番号 SMS 送信する	別途記載※2
受信料金	日本で SMS 受信する	0 円

※翌月の基本料金及びオプション料金、前々月の従量料金（通話料、SMS 送信料等）を合算で請求させていただきます。

※2 国際 SMS はご利用いただけません。

※3 SMS 送信料は以下のとおりとします。

送信文字数（全角）	1 回あたりの送信料金
1～70 文字	3 円（税抜）［税額 0.3 円・税率 10%］
71～134 文字	6 円（税抜）［税額 0.6 円・税率 10%］
135～201 文字	9 円（税抜）［税額 0.9 円・税率 10%］
202～268 文字	12 円（税抜）［税額 1.2 円・税率 10%］
269～335 文字	15 円（税抜）［税額 1.5 円・税率 10%］
336～402 文字	18 円（税抜）［税額 1.8 円・税率 10%］
403～469 文字	21 円（税抜）［税額 2.1 円・税率 10%］
470～536 文字	24 円（税抜）［税額 2.4 円・税率 10%］
537～603 文字	27 円（税抜）［税額 2.7 円・税率 10%］
604～670 文字	30 円（税抜）［税額 3 円・税率 10%］

第 2 手続に関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第 44 条（手続に関する料金の支払義務）の規定による他、以下のとおりとします。

手続きに関する料金は、以下のとおりとします。

区分	契約事務手数料

内容	本契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

2 料金額

区分	契約事務手数料
単位	1 契約ごとに
料金額	3,000 円（税抜）［税額 300 円・税率 10%］

区分	SIM カード再発行手数料※1
単位	1SIM カード再発行ごとに ※機種変更に伴う SIM 再発行の場合も発生いたします。
料金額	eSIM：1,000 円（税抜）［税額 100 円・税率 10%］ 物理 SIM：3,000 円（税抜）［税額 300 円・税率 10%］

※1　機種変更をされる際、下記に当てはまる場合には SIM 再発行が必要となります。

①eSIM（利用中）から eSIM（新しい端末）

②SIM カード（利用中）から eSIM（新しい端末）

③eSIM から（利用中）SIM カード（新しい端末）

※2　2 枚の SIM を同時に再発行する際は、それぞれ再発行手数料が発生致します。

区分	契約解除手数料

料金額	5,350 円（税抜）［税額 535 円・税率 10%］

第 3 督促に関する料金

1 適用

督促に関する料金の適用については、第 45 条（督促手数料の支払義務）の規定による他、以下のとおりとします。

区分	督促手数料
単位	1 督促通知ごとに発生
料金額	300 円（税抜）［税額 30 円・税率 10%］

区分	請求書発行手数料
単位	1 請求書発行ごとに発生
料金額	300 円（税抜）［税額 30 円・税率 10%］

第 4 付加機能に関する料金

（1）オプション

区分	ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料
料金額	4 円（税抜）［税額 1 円・税率 10%］

区分	代引手数料
料金額	500 円（税抜）［税額 50 円・税率 10%］

区分	口座振替手数料
料金額	200 円（税抜）［税額 20 円・税率 10%］

別記

提携の債権回収会社

回収委託先となる債権回収会社
ストライプジャパン株式会社
弁護士法人あらた